

○柏市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年9月30日

規則第138号

改正 平成19年3月28日規則第16号

平成29年3月22日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年柏市条例第103号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討委員会の委員)

第1条の2 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。この場合において、第1号又は第2号に該当する者として委嘱される委員の合計の数は、2人以上とする。

- (1) 公の施設又はこれに相当する施設の管理又は運営に関し識見又は経験を有する者
- (2) 公の施設の利用者
- (3) 副市長
- (4) 総務部の理事の職層にある者
- (5) 企画部の理事の職層にある者
- (6) 財政部の理事の職層にある者
- (7) 公の施設を所管する部の理事の職層にある者
- (8) 公の施設を所管する課の参事又は副参事の職層にある者

2 前項の規定にかかわらず、同項第4号から第8号までに該当する者として任命された委員に事故あるとき又は委員が欠けたときは、市長は、当該者に代わり、本市の職員のうちから委員を任命する。

(平29規則14・追加)

(検討委員会の委員長及び副委員長)

第1条の3 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は前条第1項第3号に掲げる者を、副委員長は同項第5号に該当する者として任命された委員（同条第2項の規定により同号に相当する者として委員に任命された場

合にあつては、当該任命された委員)をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平29規則14・追加)

(検討委員会の会議)

第1条の4 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平29規則14・追加)

(検討委員会における関係者の出席等)

第1条の5 検討委員会は、必要に応じて委員以外の関係者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(平29規則14・追加)

(検討委員会の運営等)

第1条の6 この規則で定めるもの及び第7条の規定により市長が別に定めるものを除くほか、検討委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

(平29規則14・追加)

(公募の方法)

第2条 条例第2条第1項の規定による公募は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 本市が発行する広報紙への掲載

(2) 本市のホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

(申請資格)

第3条 条例第2条第1項第2号に規定する申請をすることができる団体の資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により本市の一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 市税，法人税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 市長若しくは副市長又は議員が，無限責任社員，取締役，執行役若しくは監査役若しくはこれらに準じる者，支配人又は清算人となっている法人（本市が資本金，基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）でないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，市長が別に定める資格
(平19規則16・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第4条 条例第3条に規定する申請書は，指定申請書とする。

(選定委員会)

第4条の2 第1条の2から第1条の6までの規定は，選定委員会について準用する。

2 前項の規定にかかわらず，公の施設の管理を行わせようとする期間における指定管理者に支払う費用の総額が5,000万円以上の案件その他これに類する案件以外の案件にあっては，第1条の2及び第1条の3第2項の規定は，準用しない。この場合における選定委員会の委員並びに委員長及び副委員長については，市長が別に定めるところにより委嘱し，又は任命する。

3 選定委員会の委員は，指定管理者の指定を受けようとする団体との間に利害関係があると認められるときは，議事に加わることはできない。この場合において，市長は，当該議事に加わることができない委員（本市の職員に限る。）に代わり，本市の職員のうちから委員を任命する。

(平29規則14・追加)

(結果の通知)

第5条 市長は，条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは，指定管理者の候補者に選定した旨又は選定しなかった旨を選定通知書により条例第3条の規定による申請をした団体に通知するものとする。

(指定の通知)

第6条 市長は、条例第4条又は第5条の規定により選定した指定管理者の候補者を条例第6条第1項の規定による指定管理者の指定をしたときはその旨を指定書により、当該指定をしなかったときはその旨を通知書により当該指定管理者の候補者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(柏市心身障害者福祉作業所条例施行規則の一部改正)

2 柏市心身障害者福祉作業所条例施行規則（平成17年柏市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

附 則（平成19年規則第16号）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役が在職する間における経過措置)

2 この規則の施行の日から同日以後初めて会計管理者が任命される日までの間における第3条第3号の規定の適用については、同号中「若しくは副市長」とあるのは、「副市長若しくは収入役」とする。

附 則（平成29年規則第14号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。